

para exigir que se introduzcan modificaciones al estado de cosas nuevamente creado.

昭和十一年度外交科筆記試験合格者

- 一、本試験ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ順左ノ如シ
- 岩永信吉 出雲井正雄 石川富士吉
- 服部五郎 服部比左治 原田正行
- 萩原利平 橋本秀一 長谷部榮一
- 遠見幸雄 坂西大郎 西山昭
- 堀川求一 法眼晋作 大城齊敏
- 岡田周 小笠原正勝 小澤武夫
- 和田作 金子一平 亀井義次
- 神谷茂三 芳川俊憲 高橋覺
- 高木義三郎 田中弘人 曾野明
- 塚本敏夫 中川進 中山賀博
- 奈良橋一郎 浦部勝馬 宇山厚
- 上田常光 後宮虎郎 熊谷林作
- 山村秀峰 矢代道夫 前田憲作
- 松浦改一 二股一男 福士次郎
- 豊島邦生 朝山進 秋元佐一郎
- 佐藤敏夫 木村俊夫 光藤俊雄
- 宮崎彦吉 白石計夫 嶋田四郎
- 日向精藏 須山達夫 嶋田四郎

故大使館一等書記官佐藤忠雄氏 葬儀

七月三十日輕井澤ニ於テ逝去サレタ大使館一等書記官正五

位勳六等佐藤忠雄氏ノ遺骸ハ同日東京市目黒區平町二七五ノ自宅ニ到着翌三十一日茶屋ニ附セラレ御通夜ノ後八月三日午後二時ヨリ三時迄芝區愛宕町青松寺ニ於テ佛式ニ依リ葬儀カ行ハレタ。多數ノ花環ニ飾ラレタ式場ニハ遺族ヲ始メ親戚友人參列シ讀經ニ續イテ有田外務大臣、友人總代、同期生總代、霞俱樂部總代、霞會總代ノ弔詞朗讀アリ右終ツテ遺族、有田大臣、親戚、友人ノ順序ニテ焼香カ行ハレタ又一般告別式ハ右葬儀ニ引續キ三時ヨリ四時迄營マレ焼香ニ參會スル者約五百名ニ上ツタ。

尙遺骨ハ鶴見總持寺ノ佐藤家墓地ニ埋葬セラレタ。

かすみ會記事

本會員元外交官補(現辯護士)正七位田中信男氏ハ八月八日輕井澤ニ於テ逝去セラレ

職員現住所及留守宅異動

- 石原 直憲 豊島區雜司ヶ谷町二ノ五〇三
- 猿渡 孝 中野區住吉町三八
- 梶原 秀雄 本郷區本郷六ノ一〇、赤門アパート
- 千葉 泰一 麻布區霞町一(赤坂一五二三)
- 横川 快翁 麹町區紀尾井町三、麹町會館
- 福島 昇 横濱市鶴見區生麥岸町一八九九
- 勝部 俊男 杉並區上荻窪四八八、山田方

目次

- 勅令 一
- 昭和十一年度歳出豫算中第一預備金ヲ以テ補充シ得ベキ費途(外務省関係)
- 省令 一
- 在外公館費用條例施行細則改正 ○ 滿洲國中華民國民律規則改正
- 告示 二
- 千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文學的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約ニ「ルーマニア」國ノ加入ノ件 ○ 「航空法規」ニ關スル條約「附屬書」ニ對スル國際航空委員會第二十二回會議ニ於ケル改正決議ニ關スル件 ○ 「コロンビア」國ノ「カイロ」條約批准書寄託ノ件 ○ 滿洲國發稅法及ニ貿易緊急統制法ヲ日本國臣民ニ適用方ニ關スル件
- 告知 二十八
- 御信任狀暨御解任狀下付(石射公使、矢田部公使) ○ 在留禁止(奉天、漢口)
- 宮廷記事 二十九
- 在本邦各國公館通知 二十九
- 敍任及辭令 二十九
- 職員動靜 三十五
- 雜報 三十八
- 外務省共濟會七月分報告 ○ 職員現住所及留守宅異動

日一月九年一十和昭

報 省 務 外

號 四 十 五 百 三 第

THE GAIMUSHOHO No. 354